

○財務省告示第三百十四号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、令和六年七月三日から日本銀行が発行を開始する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を次のように定める。

令和五年十二月十五日

財務大臣 鈴木 俊一

裏			表			用紙	寸法
印章	地模様 及び唐草・彩紋模様	東京駅（丸の内駅舎）、文字、 10000	記号及び番号	印章	地模様 線	渋沢栄一肖像の白黒、菱形の白黒及び線三本の白 すき入れ	縦 七十六ミリメートル 横 百六十ミリメートル
こい黄赤	だ黄緑及びやわらかい赤紫 こい黄赤、やわらかい黄赤、くす んだ黄、明るい緑みの黄、くすん	暗い灰みの黄赤	黒	こい赤	うすい赤、やわらかい黄みの赤、 やわらかい黄赤、つよい赤みの黄、 明るい緑みの黄、やわらかい緑み の黄、つよい黄緑、青みの明るい 灰色及び銀色	暗い灰みの黄赤及び暗い灰みの緑	

裏面



表面



裏			表			用紙	寸法
印章	地模様	フジ（藤）、文字、5000及び唐草・彩紋模様	記号及び番号	印章	地模様	津田梅子肖像、文字、5000、桐、唐草・彩紋模様及び識別のための線	縦 七十六ミリメートル 横 百五十六ミリメートル
こい黄赤	だ青みの紫 びた緑、やわらかい青及びくすんだ黄赤、明るい緑みの黄、明るい灰みの黄みを帯びた緑、	ごく暗い紫	黒	こい赤	うすい赤、やわらかい赤、くすんだ黄赤、明るい緑みの黄、やわらかい赤紫、灰みの赤紫、黄みの明るい灰色、青緑みの明るい灰色及び銀色	暗い灰みの緑及びごく暗い紫	すき入れ 津田梅子肖像の白黒、菱形の白黒及び線二本の白

裏面

表面



裏			表			用紙	寸法
印章	地模様	紋模様 葛飾北斎の富嶽三十六景「神奈川沖浪裏」、文字、1000及び唐草・彩	記号及び番号	印章	地模様	北里柴三郎肖像、文字、1000、山桜、唐草・彩紋模様及び識別のための線	縦 七十六ミリメートル 横 百五十ミリメートル
こい黄赤	こい黄赤、灰みの黄赤、やわらかい赤みの黄、明るい緑みの黄、やわらかい青緑及びくすんだ紫	ごく暗い紫みの青	黒	こい赤	うすい赤、やわらかい赤、やわらかい黄赤、やわらかい赤みの黄、明るい灰みの黄、明るい緑みの黄、つよい青緑、くすんだ紫及び銀色	青 暗い灰みの緑及びごく暗い紫みの青	
						北里柴三郎肖像の白黒、菱形の白黒及び線一本の白	すき入れ

裏面



表面

